

とっとり健康省エネ住宅設計・施工事業者登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、とっとり健康省エネ住宅性能基準（令和2年1月28日付第201900271095号鳥取県生活環境部長通知）を満たす住宅（以下「健康省エネ住宅」という。）の普及を図るため、健康省エネ住宅の設計又は施工に関する業務（以下「業務」という。）に一定の知見及び技術を有する事業者を登録（以下「登録」という。）、公表することについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築士 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士をいう。
 - (2) 建築施工管理技士 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条第1項に規定する技術検定のうち建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）（別表）（四）に示す一級建築施工管理技士、又は二級建築施工管理技士（建築）に合格した者をいう。
 - (3) 建築実務者 次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において、建築士法第15条第一号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（平成20年国土交通省告示第743号）で指定する建築に関する科目を修めて卒業した者であって、その卒業後、建築士法第15条第二号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（平成20年国土交通省告示第744号）で指定する建築に関する実務（以下「建築実務」という。）の経験を2年以上有する者
 - イ 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者であって、その卒業後建築実務の経験を3年以上有する者
 - ウ 建築実務の経験を5年以上有する者
 - (4) 建築士事務所 建築士法第23条の3第1項に規定する知事の登録を受けている建築士事務所をいう。
 - (5) 建築工事業者 建設業法第3条第1項に規定する建設業の許可のうち建築一式工事業の許可を受けている建設業者又はこれと同等と認められる建設業者であって、県内に営業所を有するものをいう。
 - (6) 改修工事業者 建設業法第3条第1項に規定する建設業の許可のうち建築一式工事業の許可を受けている建設業者又はこれと同等と認められる建設業者若しくは過去5年以内に住宅の新築又は改修工事（内外装のみの改修を除く）を元請けとして施工した実績を有する事業者であって、県内に営業所を有するものをいう。
- 2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築士法、建設業法、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）その他の建築に関する法令の規定で使用する用語の例による。

(技術審査)

- 第3条 住まいまちづくり課は、建築士、建築施工管理技士又は建築実務者が業務を行う上で必要な一定以上の知識を有するか否か判定するための審査（以下「技術審査」という。）を実施するものとする。
- 2 技術審査は、健康省エネ住宅の新築における設計及び施工等に関する審査（以下「新築審査」という。）と既存住宅を健康省エネ住宅に改修する場合における設計及び施工等に関する審査（以下「改修審査」という。）を行うものとする。
 - 3 技術審査を受験する者は、受験までに住まいまちづくり課が実施する健康省エネ住宅の断熱性能及び気密性能を確保するための設計及び施工等に関する技術講習会を受講しなければならない。

(名簿への登録)

第4条 住まいまちづくり課は、技術審査の受験者のうち、技術審査の結果をもとに業務を行う上

で必要な一定以上の知識を有し合格と判定した者（以下「**審査合格者**」という。）を**審査合格者名簿**（様式第1号）に登録し、これを保存しておくものとする。

- 2 住まいまちづくり課は、前項の**審査合格者**を**審査合格者名簿**に登録し、当該受験者に対してその旨を通知するものとする。
- 3 住まいまちづくり課は、**技術審査**の受験者のうち、不合格と判定した者にはその旨を通知するものとする。

（名簿からの削除）

第5条 住まいまちづくり課は、前条第1項の規定により**審査合格者名簿**に登録した者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、**審査合格者名簿**から削除するものとする。

- (1) 業務において不誠実な行為をしたとき。
 - (2) 不正な手段により**技術審査**を受験し、又はこれに得点していたとき。
 - (3) 自ら書面により**審査合格者名簿**からの削除を申し出たとき。
- 2 住まいまちづくり課は、前項の規定により**審査合格者**を**審査合格者名簿**から削除したときは、当該**審査合格者**に対してその旨を通知するものとする。

（登録要件）

第6条 住まいまちづくり課は、別表の第1欄に掲げる区分（以下「**登録区分**」という。）に応じ、同表の第2欄に掲げる要件（以下「**登録要件**」という。）を満たす事業者を登録することができる。

（登録申請）

第7条 前条の登録（その更新の登録を含む。以下同じ。）を受けようとする事業者は登録区分に応じた別表の第3欄の申請書に登録要件を備えていることを証する書類を添えて、住まいまちづくり課に提出するものとする。

（登録及び公表）

第8条 住まいまちづくり課は、前条の規定による申請について登録区分に応じた登録要件を備えていると認めるときは、同表の第4欄の台帳（以下「**登録台帳**」という。）に登録し、次の各号に掲げる事項を県のホームページへの掲載その他適切な方法により公表するものとする。

- (1) 事業者の名称、所在地、電話番号及び代表者の氏名
 - (2) 事業者の登録区分及び登録番号
 - (3) 事業者勤務する**審査合格者名簿**に登録されている者（以下「**登録技術者**」という。）の氏名
- 2 登録の有効期間は、登録の日から5年間とする。
- 3 住まいまちづくり課は、前項の有効期間中は、第1項の規定による公表（以下「**事業者公表**」という。）を継続するものとする。

（台帳の作成）

第9条 住まいまちづくり課は、登録台帳を事務所に備え置くものとする。

（変更の届出）

第10条 第8条第1項により登録を受けた事業者（以下「**登録事業者**」という。）は、登録要件及び第8条第1項第1号から第3号までに掲げる事項に変更があったときは、様式第8号により、速やかに住まいまちづくり課に届け出るものとする。

- 2 住まいまちづくり課は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに登録台帳及び事業者公表の内容を修正するものとする。

（登録の抹消）

第11条 住まいまちづくり課は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を抹消し、事業者公表を取りやめるものとする。

- (1) 建築士事務所、建築工事業者又は改修工事業者でなくなったとき。

- (2) 業務において不誠実な行為をしたとき。
 - (3) 第7条に掲げる要件を備えなくなったとき。
 - (4) 不正な手段により登録を受けていたとき。
 - (5) 前条第1項の規定による変更の届出を、当該変更が生じてから相当の期間内に行わなかったとき。
 - (6) 登録の有効期間が満了したとき。
 - (7) 自ら書面により業者登録の抹消を申し出たとき。
- 2 住まいまちづくり課は、前項の規定により登録を抹消したときは、当該抹消に係る登録事業者に対してその旨を通知するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、登録に関し必要な事項は、住まいまちづくり課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月13日から施行する。

別表

1 登録区分	2 登録要件	3 申請書	4 登録台帳
新築建築士事務所	<p>(1) 建築士の資格を有し、新築考査の合格者として名簿に登録されている者（以下「登録新築設計技術者」という。）を雇用していること。</p> <p>(2) 登録新築設計技術者が、健康省エネ住宅の設計に直接従事し、又は当該設計を総括する立場で指導若しくは監督を行うこと。</p> <p>(3) 現に建築士法第26条第2項に基づく事務所の閉鎖の処分を受けていないこと</p>	とっとり健康省エネ住宅建築士事務所登録申請書（様式第2号）	建築士事務所登録台帳（様式第6号）
建築工事業者	<p>(1) 第2条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、新築考査の合格者として登録されている者（以下「登録新築施工技術者」という。）を雇用していること。</p> <p>(2) 登録新築施工技術者が、健康省エネ住宅の施工に直接従事し、又は当該施工を総括する立場で指導若しくは監督を行うこと。</p> <p>(3) 現に建設業法第28条第3項又は第5項に基づく営業の停止の処分を受けていないこと。</p>	とっとり健康省エネ住宅建築工事業者登録申請書（様式第3号）	建築工事業者等登録台帳（様式第7号）
改修建築士事務所	<p>(1) 建築士の資格を有し、改修考査の合格者として名簿に登録されている者（以下「登録改修設計技術者」という。）を雇用していること。</p> <p>(2) 登録改修設計技術者が、健康省エネ改修住宅の設計に直接従事し、又は当該設計を総括する立場で指導若しくは監督を行うこと。</p> <p>(3) 現に建築士法第26条第2項に基づく事務所の閉鎖の処分を受けていないこと</p>	とっとり健康省エネ改修住宅建築士事務所登録申請書（様式第4号）	建築士事務所登録台帳（様式第6号）
改修工事業者	<p>(1) 第2条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、改修考査の合格者として登録されている者（以下「登録改修施工技術者」という。）を雇用していること。</p> <p>(2) 登録改修施工技術者が、健康省エネ改修住宅の施工に直接従事し、又は当該施工を総括する立場で指導若しくは監督を行うこと。</p> <p>(3) 現に建設業法第28条第3項又は第5項に基づく営業の停止の処分を受けていないこと。</p>	とっとり健康省エネ改修住宅改修工事業者登録申請書（様式第5号）	建築工事業者等登録台帳（様式第7号）